

## 優良畜産物生産振興事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内で生産された優良畜産物の生産振興や消費促進をはじめ、畜産物の安全安心、品質向上等を推進するため、優良畜産物生産振興事業を実施する畜産団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、要領で定める事業実施主体が行う、次に掲げるものにより構成されるものとし、それぞれの事業内容については、別表のとおりとする。

- 1 養蜂生産振興事業
- 2 県産畜産物消費促進事業
- 3 品質向上対策事業

### (交付の対象経費、補助率及び補助金額)

第3条 補助対象事業における補助対象経費及び補助率、補助金上限額は、別表に定めるところとする。

### (交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、別記第1号様式のとおりとし、その提出部数は正1部とする。

### (交付条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の20パーセントを越える変更を加えようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

### (変更の承認)

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、優良畜産物生産振興事業補助金変更交付申請書（別記第2号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記第3号様式）にその請求額の内訳を示す書類その他知事が認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、第4条に準ずるものとし、提出期限については、補助事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成15年9月18日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第2、第3関係）

事業内容	補助対象経費	補助率 補助金上限
<p>1. 養蜂生産振興事業 県養蜂業の定着化に資する取組に対し補助を行う事業</p>	<p>本要綱第2に基づいて行う事業の実施に要する経費</p>	<p>1 / 3 以内 460 千円以内</p>
<p>2. 県産畜産物消費促進事業 県産畜産物の消費促進に資する取組に対し補助を行う事業</p>		<p>1 / 3 以内 2、3の事業の合計で 300 千円以内</p>
<p>3. 品質向上対策事業 県産畜産物、堆肥、飼料等畜産業における生産物の品質向上に資する取組に対し補助を行う事業</p>		